

## 愛知デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知デスティネーションキャンペーンのロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、愛知県大型観光キャンペーン実施協議会(以下「実施協議会」という。)に属する。

(使用の承認)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ愛知県大型観光キャンペーン実施協議会会長(以下「会長」という。)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 愛知県大型観光キャンペーン実施協議会会員(会員団体の構成員を含む。)が愛知デスティネーションキャンペーンの趣旨に基づき使用する場合(ただし、商品パッケージや商品自体に使用する場合を除く。)
- (3) JRグループ、旅行会社、雑誌社が愛知県への誘客を目的とした旅行商品や記事に使用する場合
- (4) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (5) その他使用承認の手続きを必要としないと会長が認めた場合

(使用の申込)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、「愛知デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用承認申請書」(様式1)に、次の各号に掲げる書類を添えて会長に申請しなければならない。

ただし、実施協議会会員又は会長が認める団体等が申請を行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 申請者の所在、設立目的及び活動内容を明らかにする書類(既存パンフレットで可)
- (2) 企画書等ロゴマークの使用内容が分かるもの
- (3) その他会長が必要と認める書類

(使用承認の基準)

第5条 会長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が愛知デスティネーションキャンペーンに対する理解と協力を高めるために効果があると認め、使用を承認するときは、「愛知デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用承認書」(様式2)を交付するものとする。

2 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長はこれを承認しない。

- (1) 愛知デスティネーションキャンペーンの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 消費者の利益を害するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名行為に利用されるおそれがある場合

- (5) 事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合
- (6) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) その他承認することを会長が不相当と認めた場合

3 前項の場合、申請に要した費用等については、実施協議会は一切の責任を負わない。  
(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者（以下「ロゴマーク使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的等にのみに使用すること。
- (2) 定められた形状、色等に従って正しく使用すること。
- (3) ロゴマークの一部のみを使用し、又は変形したり、他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難な場合は、写真等の提出をもって代えることができるものとする。

(承認内容の変更等)

第7条 ロゴマーク使用者が、使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（様式3）を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項に規定する申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更承認書（様式4）を交付し、変更を承認するものとする。

(承認の取消し等)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク使用者に対し、使用承認の取消し及び使用物件の回収等の措置を講ずることができる。

- (1) ロゴマーク使用者がこの規程に違反したとき。
- (2) ロゴマーク使用者が使用承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (4) その他、ロゴマークの使用継続が不相当であると認められたとき。

2 会長は、ロゴマーク使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査をすることができる。

(使用の非独占性)

第9条 ロゴマーク使用者は、会長が承認した用途に限定してロゴマークを使用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第10条 実施協議会は、本規程によりロゴマーク使用の承認を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第11条 実施協議会は、ロゴマーク使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 本規程に定めるもののほか、ロゴマーク使用に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年2月20日から施行する。

(様式1)

愛知デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用承認申請書

平成 年 月 日

愛知県大型観光キャンペーン実施協議会会長 様

所在地

名称

代表者名

印

愛知デスティネーションキャンペーンロゴマークを、下記により使用したいので申請します。

記

1. 使用目的

2. 使用方法

3. 使用期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4. 添付書類

ロゴマークを使用しようとする事業に関する企画書(広告等については、広告の原稿、広告費用、製作数量、広告計画等を明記する)及び会社履歴書を添付して下さい。

5. 連絡先

(様式2)

愛知デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用承認書

平成 年 月 日

(申請者名称)

(代表者名) 様

愛知県大型観光キャンペーン実施協議会会長

平成 年 月 日付けで申請のあった愛知デスティネーションキャンペーン  
ロゴマークの使用について承認します。

使用の際は、愛知デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用取扱規程を遵守  
して下さい。

使 用 者 :

使用承認期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(様式3)

愛知デスティネーションキャンペーンロゴマーク使用承認変更申請書

平成 年 月 日

愛知県大型観光キャンペーン実施協議会会長 様

所在地

名称

代表者名

印

愛知デスティネーションキャンペーンロゴマークの使用内容を、下記のとおり変更  
したいので申請します。

記

1. 変更内容

2. 変更理由

(様式4)

愛知デステーションキャンペーンロゴマーク使用変更承認書

平成 年 月 日

(申請者名称)

(代表者名) 様

愛知県大型観光キャンペーン実施協議会会長

平成 年 月 日付けで申請のあった愛知デステーションキャンペーン  
ロゴマークの使用変更について承認します。

使用の際は、愛知デステーションキャンペーンロゴマーク使用取扱規程を遵守  
して下さい。

使 用 者 :

使用承認期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日